

WE

PROTECT

doka

目次

03	はじめに
04	一般原則
06	均等な機会と公平な待遇
08	安全、健康、および環境
10	守秘義務ならびに企業資産の保護
15	知的財産の保護
16	コミュニケーション
20	汚職
24	競争規約
28	輸出規制
31	利益相反
32	行動規範の遵守
34	不正行為の報告

はじめに

本「行動規範」はDokaグループの企業方針に基づき、また、Dokaグループの全従業員の行動に係る国際基準を定義する目的において作成されています。

これらの基準は私たちにとってなんら目新しいものではなく、グループ内で長きに渡り守ってきた基準です。「行動規範」の主要目的は、行動に関する規則を明確に文書化することです。

紙面を節約し、また、読みやすさを一層、向上させる関係で、この行動基準では、使用する用語を男性形に限定しています。しかしながら、基本的に人に関する表現は、もれなく女性と男性の両者に対して同等に適用されますので、その旨は、はっきりとご銘記いただくようお願いいたします。

一般原則

Dokaグループの全従業員は「行動規範」に定められる基準を遵守し、日常業務においてこれらの基準に従い行動するものとします。

適用範囲

本「行動規範」はDokaグループの全従業員(事務職、肉体労働職、および臨時雇用者)ならびにDokaグループの名の下で、またはDokaグループの代理として活動する全ての人(例:供給業者)に適用されます。Dokaグループはこれらの第三者に適用される本「行動規範」の条項を可能な限り当該第三者に認知させ、Dokaグループとの取引の際には当該第三者にもこれらの条項への適切な遵守が求められることを伝えます。

Dokaグループが提携先による条項違反を発見した場合、関連する提携先にはそのような行動を自制するよう求めます。Dokaグループの管理者は、関連する提携先が適切な期間内には是正しない場合に提携の解消、もしくは行政機関への報告といった適切な手段を取る権利を有します。

Dokaグループ全従業員の責任

企業としての責任を負うことは、各従業員が自分の行動に対して責任を持つということです。これはまた、Dokaグループの従業員は各自が勤務する地域の準拠法を認知しているということであり、関連する全ての国際、国内、および地域法や指針(例:商法、税法、競争法等)ならびに本「行動規範」を含む適用可能な全ての社内指針および規則を常に遵守するということです。

Dokaグループの管理者は従業員に対してこれらの指針や規則を知らせる責任があります。

全従業員は、法令、本「行動規範」、またはその他の社内指針や規則の明らかな違反または違反の疑いを報告することが求められます(「不正行為の報告」の項を参照)。

Dokaグループは、従業員が法令、本「行動規範」、またはその他の社内指針や規則を遵守しない場合に懲戒処分をとる権利を有します。従業員は、このような違反が事業および自身に対する深刻な結果をもたらす、従業員自身が責任を負うことになるということに留意しておかなければなりません。

遵守義務を負っているのはDokaグループだけではありません。この義務は各従業員にも課せられます。遵守条項の違反があった場合は民法および刑法に基づき個人レベルで罰せられる可能性があります。

均等な機会と公平な待遇

職場での侮辱や嫌がらせはどのような形であっても許されません。全従業員は公平かつ均等な待遇を受けるものとします。

基本原則

Dokaグループは全従業員に対する公平かつ敬意ある待遇に特に重点を置いています。私たちは、各個人が尊厳と敬意を持って扱われ、また異なる文化や背景を持つ方々が尊重される、相互信頼に基づく労働環境を構築するために努力しています。私たちは国際的グループ企業として、従業員の起源、文化、言語、および考えに表される多様性を大切にします。誤解や紛争を回避するため、私たちはお互いに誠実さと敬意を以って接しなければなりません。

Dokaグループでは全従業員に等しく雇用機会が与えられます。人事上の全ての決断は適性、実績、誠実性、資格、およびこれらに類似する基準に基づき、これらは雇用、研修、報酬、および昇進の全側面に適用されます。

セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントの形は様々で、明らかな口説き行為、下品な発言、冗談、汚い言葉使い、または何かをほのめかすジェスチャー等があります。故意でない場合でも、これらの行動はハラスメントと捉えられることがあります。

Dokaグループではあらゆる形のセクシュアル・ハラスメントを禁止しています。

セクシュアル・ハラスメントを受けたと感じた従業員は、いつでも担当者に連絡してください（「不正行為の報告」を参照）。このような報告があった場合、

- 報告に関する徹底した厳密な極秘調査が行われ、

- その報告が悪意によるものでない限り、誘いを拒否したり、セクシュアル・ハラスメントの報告を行ったことで報告を行った人物の雇用状態、実績評価、または収入がマイナスの影響を被ることはありません。

それにもかかわらず、そのような報告の結果、報告を行った従業員が報復や他の従業員達の代わりに報復の試みの対象となった場合、このような許容されない行為を止めさせるために直ちに担当者に報告してください。

差別

Dokaグループ内では、人権は全員が尊重し守る基本的価値とされています。Dokaグループの企業文化は、人はそれぞれ唯一かつ価値ある存在であり、またそれぞれが持つ技術に敬意を払うべきであると考えています。私たちは従業員一人一人をグローバルチームの重要な一員と捉え、全従業員の権利および尊厳を尊重します。

Dokaグループは将来的な従業員および現在雇用中の従業員全員の公平かつ平等な待遇を約束します。私たちは、国籍、人種、性別、性的指向、文化、宗教、年齢、結婚歴、社会集団、健康状態、労働組合への参加、政治見解、またはその他の理由による差別を許しません。

ハード面およびソフト面において同レベルの技術を持つ個人は、地域環境における雇用、雇用条件、報酬、研修手法、および人材育成に関して等しい待遇を受けるべきです。当原則はDokaグループの競合企業を含め、供給業者、顧客、相談役、販売業者、およびその他の提携先等の外部第三者との事業上の全ての関係について適宜に適用されます。

従業員の雇用や昇進の際は、人種、出自、性別、宗教、または年齢による差別をしないよう、全ての人に対する平等な待遇に最も重点を置きます。

Dokaグループ企業方針より抜粋。

安全、健康、 および環境

私たちは安全かつ健康な労働環境に最大の重点を置きます。各個人は私たちの資源を賢明かつ効率的に使用する義務を負います。

労働環境

Dokaグループは国際法や規制に抵触する労働環境を容認しません。これと同様のことがDokaグループの提携先にも求められます。

児童労働および強制労働は全ての施設で禁止されており、私たちは提携先や供給業者も同様に行動するよう促す努力をします。

Dokaグループは全ての施設において適正かつ公平な報酬および給与レベルを維持します。私たちは、グループが事業を運営する国の法令や慣習に従い従業員が協定の団体交渉を行う権利を尊重します。

Dokaグループは安全性および予防医療への取り組みに重点を置いています。プロジェクトが多様化する中、Dokaグループは全従業員の安全かつ健康な労働環境の創造と維持のため、法の規定以上の取り組みを行います。

アルコールおよび麻薬

アルコールおよび麻薬は、従業員が明確に物事を考える能力、ならびに職務を効果的かつ効率的に遂行する能力に重大な影響を及ぼします。これらは生産性を低下させるだけでなく、Dokaグループの従業員およびその労働環境を危険にさらします。

そのためDokaグループの全従業員が勤務時間中にアルコール、麻薬、およびその他中毒作用のある物質の摂取することは、医師により適切に処方された医薬である場合を除き、厳しく禁じられています。

Dokaグループにとって、環境関連法令や法的規定の単なる遵守に終わらない、環境分野への積極的な参加、そして生態学的に環境維持に配慮した行動を実践することはごく自然なことです。

環境保護ならびに社会的責任

責任を持って環境を扱うことは非常に重要です。そのためDokaグループは資源、エネルギー、および廃棄物の知的かつ環境維持に配慮した使用に取り組み、この目的の達成のために環境、健康、および安全性に関する指針を作成しています。これらの指針の内容は国際および国内法令や規制を満たすか、それ以上となっています。

各従業員は自身の保護ならびに環境保護のためにこれらの指針を遵守することが義務付けられています。各従業員は私たちの企業文化の一環として環境維持に配慮した生活を実践します。

社会への貢献は、Dokaグループの哲学の一部です。Dokaグループは、公益を目的とした多くのプロジェクトに参画することで、社会貢献に向け、責任を持って活動しています。

環境問題の取り扱い、並びにグループの環境維持への取り組みについての詳細はDokaグループの各部門が発行するCSR(企業の社会的責任)／環境維持報告に記載されています。

Dokaグループ企業方針より抜粋。

守秘義務ならびに企業資産の保護

基本原則

Dokaグループの全従業員は企業資産の保護ならびに利用可能な資源を適切に使用する責任を負います。

企業資源とはDokaグループが保有する運営上の全資源(情報を含むが、これに限定されない)、すなわちDokaグループが追求する事業活動の必須要素のことです。従って、全従業員は損傷、破壊、盗難、IT安全上の脅威、未承認または不正な変更、不正なアクセス、および不適切な使用および／または公開から資源を保護する責任を負います。

企業資産は、明確な許可がない限り、企業用地から移動できません。また、明示的な同意がない限り、企業資源は私的目的に使用できません。

企業情報

Dokaグループは情報の自由交換を支援し、情報共有を奨励します。しかし、企業情報の軽率な取扱い、悪用、または破壊はDokaグループに相当の損害をもたらします。従って、機密情報の尊重および保護は最優先事項となっています。

Dokaグループの全従業員には、Dokaグループの業務実行中にアクセスする全ての企業情報を、特段の誠実性をもって扱うことが義務付けられています。

「企業情報」とは、形式、あるいは情報を処理し、転送や蓄積に使用される媒体に関わらず、Dokaグループに属する全ての財務データ、契約書、通信、技術データ等を指します。

特に機密情報に該当するのは:

- 企業秘密およびノウハウ
- 既存または将来的に可能性のある特許、著作権、およびブランド/商標
- 事業アイデア、手順、計画、および提案
- 最大生産量および生産に関する情報
- マーケティング戦略および販売予測
- 顧客情報
- 社内価格表
- 企業戦略
- 建設計画
- 供給業者データ
- 事業原則
- 技術、研究、および開発に関する情報
- 従業員データ(例:雇用、健康状態、学歴、および研修方法等に関するデータ)
- 財務データ

一般的に、Dokaグループの従業員は以下の責任を負います:

- 企業情報は常に準拠法や社内指針および規制に従って取り扱う。
- 企業情報は社内使用のみを目的として使用し、その他の使用目的(例:出版)においては関係監督者による事前承認を得る。
- 財務および会計上のデータ、勘定書、技術的情報等に、誤った記入や誤解を招く記入をしない。
- 既定の保存期間の終了以前、もしくは法的な争いまたは調査の進行中に、企業情報を破棄しない。

全従業員は企業資源を保護し、適切に利用しなければなりません。

企業情報区分

「公開」と明確に記されている場合を除き、全ての情報は内部向けおよび部外秘と見なされません。このような性質の情報はDokaグループ内での内部使用のみを目的とし、特別な承認のない限りは外部の第三者に開示してはいけません。

企業情報の起案者、またはその上長は必要となる保護レベルによって情報を区分する(例:刷り重ね、印、手書きの注釈、Eメールシステム内の守秘義務基準等の手段によって)責任を負います。「部外秘」と記された企業情報の取り扱いには特に注意が必要です。例えば、職場の他者による当該情報へのアクセスを可能にすることは許されません。

万が一、特別な状況において「部外秘」と記された企業情報を外部の第三者に開示する場合は、当該情報の起案者および/または所有者が許可を発行した後、機密情報がDokaグループの元から離れる前に必ず守秘義務契約を締結しなければなりません。

Eメール、イントラネット、およびインターネット

迅速かつ効率的なコミュニケーションにはEメール、インターネット、およびイントラネットの積極的な活用が不可欠です。しかし、外部データとの接続(Eメールやインターネット等)は、使い方を間違えると、Dokaグループに深刻な損害を与えるリスクを伴います。これらのリスクを最小限に抑えるため、いかなる場合においてもEメール、インターネット、およびイントラネットシステムに関する社内指針および規則、ならびに「ソーシャルメディアガイド」を遵守しなければなりません。

性質上、違法、中傷的、差別的、政治的、または性的、もしくは侮辱的と取られる可能性のあるコンテンツのダウンロード、コピー、または送信を行わないよう、特に注意が必要です。

セキュリティ上、私的なIT機器またはDokaのグループ企業により正式に支給されたものでないIT機器で企業データや資料を加工したり、これらを保管することは全面的に禁止されています。従業員は、対象となる国内のデータ保護法または類似法令の適用条項に準拠することが義務付けられています。また、雇用側からの特別な指示のない限り、従業員は業務の範囲内で託されたデータを転送してはなりません。従業員は雇用期間中のみならず、その契約終了後もデータの守秘義務に従わなければなりません。

機密性

職務の遂行に際し、従業員はDokaグループの知的財産である商業、組織、および技術情報で構成される極秘のノウハウを含んだIT機器やデータベース類にアクセスします。従業員は当該企業ノウハウを極秘に扱い、自らの職務の遂行にのみこれらを使用することが求められます。

企業ノウハウの第三者への開示、第三者への提供、およびその他の不正使用は禁止されており、これらの行為は法的責任を問われる場合があります。この様な観点から、Dokaグループはデータセキュリティのために各国の法に基づき、機密に関するプログラムやデータへのアクセスを記録する権利を有します。

データの削除および保管

データ保存機器(CD、メモリーカード、外付けハードドライブ等)もしくはIT機器類(例:ノートPC)にある企業情報を会社施設から削除する際、ならびに外部ネットワーク(例:インターネット)に企業データをコピーする際は、適切な上長による承諾が必要です。

従業員はデータ保存機器およびIT機器類を安全に保管することが義務付けられています。この点については標準作業手順書の「ITの使用」の項の内容についても併せて注意しなければなりません。

知的財産の保護

Dokaグループの知的財産は発明、科学的、または技術的研究、製品開発、新技術開発、自社開発コンピューターソフトウェア等の形で作成されます。

これらの知的財産はそれぞれ商標、特許、設計、もしくは独占的または非独占的ライセンスの登録または登録の申請により保護されています。

Dokaグループの全従業員は、Dokaグループの知的財産を積極的に保護し、ノウハウが許可なく競合企業や他の無許可の第三者に渡るのを防ぐことが義務付けられています。

従業員は特に以下のことを確実にしなければなりません：

- 新商品の特許または知的財産権が登録されるか、もしくはその様な権利の放棄が決定される前に当該新商品の情報が漏れないようにする。
- 機密情報について顧客、供給業者、または競合企業と話し合わない。
- 例えば共同パートナーとなる見込みのある者と交渉を開始する前等には必ず守秘義務契約を締結する。

Dokaグループは自社の知的財産をただ単に保護するだけではありません。他者の知的財産も尊重します。第三者の知的財産の無許可使用はDokaグループおよびその従業員の双方に深刻な損害を与える可能性があり(例:民法に基づく訴訟、罰金等)、いかなる状況でも許されるものではありません。

Dokaグループの従業員は、会社の知的財産権を保護し、第三者の知的財産権を尊重することが求められます。

コミュニケーション

外部コミュニケーション

Dokaグループの高いブランド力、ならびに国際市場および地域市場におけるその優良なイメージの大部分は、明確、専門的、かつ公平な姿勢で外部の第三者やメディアとコミュニケーションをとることができるかによって影響されます。

顧客、一般公衆、近隣の方々、および供給業者とのコミュニケーションは明確かつ目的志向で、迅速かつ安定した情報交換を確実にしています。これには、従業員がDokaグループとその高いブランド力の「大使」として活動することに常に誇りを持つことが重要です。

基本的な規則として、外部の第三者には公開の許可が明確にされた情報のみを提供します。上級管理職、および必要であれば経営幹部が伝達手段を決定します。

一般的な外部コミュニケーションならびに特にメディアへの対応に関する詳細は、MSマニュアルの第1.3.03項「外部環境関連コミュニケーション」で他の事項と併せて記載されています。

顧客対応

私たちは顧客に対して実直かつ誠実に対応することは、非常に重要だと考えています。Dokaグループは製品やサービスのみでなく、直接的、公平、かつ率直な姿勢をもって顧客に接する努力に関しても市場で競っています。

私たちは、顧客の期待に最大限応える製品やサービスを提供するために全力を尽くします。私たちは製品やサービスの優位性を確立し、これらが確実に販売資料、広告、および他の発行物に適正に正確に反映されるようにします。つまり、製品またはサービスについての質、特性、または利用可能性について、Dokaグループの従業員が故意に誤った情報を伝えるようなことがあってはならないのです。

私たちは顧客にとって有能かつ信頼できるパートナーであり、継続的な取引関係の構築に全力を尽くします。

Dokaグループ企業方針より抜粋。

供給業者対応

Dokaグループはビジネスパートナーや供給業者による密接なネットワークの一部を担っています。これらのビジネス関係は、いずれの当事者の利益も常に平等かつ公平性要件に沿って判断されるという信用に基づいています。全ての購入判断は品質、納期、価格、サービス、そして信頼性等の総合的要因のみに基づくものであり、従業員の個人的な利益に影響されるものではありません。

Dokaグループは供給業者に対し、満たすべき期待や基準に関して率直、公平、かつ明確に伝えます。供給業者が高い要求に応えるための能力には、積極的な協力が大きく関わってきます。このような協力を機密情報(例: 製品仕様、製造工程、品質面等)の交換を伴う場合は必ず守秘義務契約を締結しなければなりません。

有能かつ高い実績をもつ供給業者との業務関係については、長期的かつ信頼性のあるパートナーシップを目指します。

Dokaグループ企業方針より抜粋。

内部、外部に関わらず、開示性、誠実性、透明性、そして公平性が私たちのコミュニケーションの特徴です。

官公庁への対応

Dokaグループは率直、明確、かつ積極的な姿勢をもって官公庁に対応します。信用、専門性、そして誠実さに基づく関係を官公庁との間に築くことが私たちの目標です。

基本的な規則として、官公庁とは現地の管理者および／または正式な権限が与えられた従業員が連絡を取ります(例:定期的な質問、安全規制、進行中プロジェクトに関する質問等に関して)。

官公庁からの質問がDokaグループ全体もしくは一国または一地域以上に係る場合、対応および／または以降の処理を決定するために適切な管理者に連絡しなければなりません。このような質問の処理を行う際は、公益が関係する範囲において、管理者が関連部門ならびに法務・渉外部に相談します。

各案件の状況によっては官公庁への対応が難しい場合があります。疑問がある場合は必ず上長またはコンプライアンス担当者に相談してください。

内部コミュニケーション

Dokaグループの従業員は外部コミュニケーションのみならずグループ内でのコミュニケーションに関しても、率直さ、正直さ、透明性、および公平性の原則に従わなければなりません。

内部コミュニケーションはグループ内の部門間ならびに各会社内の階層間において発生します。

私たちの情報ネットワークを活用して明確かつ目的志向を持ってコミュニケーションを取ること、素早い情報交換、迅速な意見形成、情報を精査したうえでの判断や、決定済み施策を一貫していく際の基礎となります。これは、企業変革を実施する上での必須要素であり、従業員によるDokaグループとの一体感の向上に貢献します。十分な情報を得ている従業員のみが正しい決断を下すことができ、またその決定を理解し、正しく実行することができます。

従業員には必要かつ有用な情報は積極的に同僚と共有することが望まれます。

内部コミュニケーションの取り扱いについての詳細(通常コミュニケーション上の会議や、コミュニケーションに使用されるツールに関する情報)はMSマニュアルの第1.3.02項「内部コミュニケーション」に記載されています。

全ての従業員には、従業員同士で互いに正直に、丁寧に、かつ敬意を以って接することが望まれます。

Dokaグループ企業方針より抜粋。

汚職

基本原則

汚職とは委任された権限の不正使用です。賄賂、利益の授与、利益の受け取り、禁止されている介入、または他形態の汚職、ならびにこれらに起因する国際規模での損害は、法的、経済的、および政治的情勢を考慮した場合、無視することのできない影響力を持ちます。従って、Dokaグループはあらゆる形態の汚職に反対します。

次の規定は取引で生じる状況、Dokaグループの従業員が関与している場合、もしくはグループの代理として活動する外部の第三者に適用されます。

賄賂

賄賂は一種の汚職です。本「行動規範」においてDokaグループに賄賂と見なされるものは具体的に、事業を行うこと、もしくは事業を守ること、もしくは商取引を行う上で、その他の許し難い有益性を受け継ぐ目的において、以下への、または以下からの金銭的利益または他利益の申し出、見込みについての申し出、約束、授与、要請、または受け取りを指します：

- 役人、公務員、または官公庁での雇用者
- 政治家、政治団体および／またはその代表者
- 他の外部第三者

価値や形態(現金、現物支給等)に関わらず、Dokaグループは従業員による賄賂への関与を明示的に一切禁止します。従業員が当規則に違反した場合、民法および／または刑法に基づく厳しい懲戒処分および／または処置を受けることがあります。

Dokaグループの従業員が賄賂の企みに遭遇した場合および／または外部の第三者が不当な影響を行使しようとしている疑いがある場合、直ちに当該従業員の上長、または法務部・渉外部に報告しなければなりません。

贈与と接待

Dokaグループは、商取引で許されない非倫理的な影響を与えるか(または許されない非倫理的な影響を与えようと試みた場合)、もしくは許されない非倫理的な影響を与えると捉えられる可能性のある贈与物、接待、または他の贈与の申し出または受け取りを禁止します。

Dokaグループによる取引先との良好な関係維持努力の範囲において、従業員は価値の低い贈与物または接待(例:ビジネス交際の食事への招待、ボールペンやカレンダー等の慣習的な販促用ギフト等)であれば申し出または受け取りをすることができますが、これらが事業上の判断に非倫理的な影響を与えない場合、ならびにこれらの行為がこれに該当する印象を与えない場合に限りです。

しかし、現金または現金に相当するもの(例:小切手、銀行振込等)の贈与は、その金額に関わらず、いかなる状況であっても申し出または受け取りをしてはなりません。

本項に定められる基本原則は事業の開始にも適用されます。

Dokaグループはあらゆる形態の汚職に反対します。

マネー・ロンダリング

犯罪活動(例:麻薬取引、賄賂、詐欺、恐喝等)に関与した人物や組織は、これらの活動で発生した金銭を官公庁の目から隠したり合法的な収入のように見せかけるために多くの場合は「ロンダリング」(浄化)を試みます。世界の大半の国ではマネー・ロンダリングは法律により禁止されています。

Dokaグループは適用される全ての反マネー・ロンダリング規定を、無制限に遵守します。そのため、Dokaグループは評判の良い顧客および/または適法な事業活動に従事し、その資金を合法的な財源から取得している他の取引先とのみ事業関係に取り組みます。

従って、Dokaグループの全部門はマネー・ロンダリングに関連のある資金の受け取りを行わないようにしなければなりません。マネー・ロンダリングの疑いがある場合、疑いの対象となる取引先について可能な限りの情報を取得するための徹底的な調査を実施しなければなりません。取引先によるマネー・ロンダリングまたは他の違法行為の疑いまたは兆候がある場合、直ちに法務部・渉外部に報告してください。

官公庁との関係性

世界の大半の国では官公庁との対応の際の贈与物および／または賄賂の受け取りに関する厳しい規定が設けられています。

前述の項にある通り、Dokaグループの従業員は現金支払いの見込み、約束、または寄付、あるいはこれらに類似するものを公務員および官公庁に雇用されている他の人物に申し出ることは許されておらず、特に有利な待遇を受ける目的もしくは官公庁による決断を操作する目的でこれを行うことは許されません。

政治献金ならびに政治活動

直接的か間接的に関わらず、政治団体への寄付や他の支払いは許されません。Dokaグループは非政治団体として、政治団体または政治イデオロギーの推進を活動目的とする政治家候補、政治団体、または政治組織に対して現金または現物支給での貢献は行いません。

従業員は以下の条項に従っていれば、個人的に自由に政治活動に参加することができます：

- 個人的な政治活動が合法である。
- 全ての個人的な政治活動は勤務時間外に行われている。
- 個人的な政治活動を行うにあたってDokaグループの資源を一切利用していない。
- 個人的な政治活動がDokaグループに対していかなる形態での悪影響を及ぼさない。

競争規約

基本原則

独占禁止法を含め、競争禁止法の目的は自由競争の保護にあります。Dokaグループは適用法に準拠した強く明確、かつ倫理的な競争に取り組みます。私たちは、どこで事業を行う場合でも、その事業手法が、あらゆる点で公正な競争を規制する法律に確実に準拠するようにします。

国際および国内競争法の違反はDokaグループおよび関与した従業員の双方に深刻な結果をもたらします。例えばこれらの結果には、高額の罰金、民事訴訟、あるいは顧客や競合企業等からの損害賠償請求が含まれます。

市場における顧客、供給業者、および競合企業との対応を規制する包括的な関連競争規則の全容を本項に示すことはできません。案件の複雑性、ならびに不正行為および／または法律違反があった場合に考えられるマイナスの結果を考慮し、何らかの疑いがある場合、従業員は必ず、そして可能な限り早く上長または法務部・渉外部に連絡をしなければなりません。

不正競争

不正な手段を用いた全ての競争手法は有効な法律により禁止されており、これは特に以下に適用されます:

- 誤解を招く情報(製品品質、出所、製造方法、価格設定等に関する情報のうち、不正となる可能性のあるもの)。
- 表示の不正使用(例:正式に試験されていない製品にCEマークを刷ること、第三者の占有商標の使用等)。
- 不正または非倫理的な行為(例:ボイコット、差別、契約違反、および背任等)。

顧客に対する行動

私たちによる全ての外部の第三者に対する行動は公平であり、私たちはその製品やサービスの高い質を以って競争に参加します。私たちは、販売材料、広告、および他の出版物が、確実に私たちの製品およびサービスを正確かつ公正に反映するようにします。

私たちは誠実さと公平性を以って全ての顧客と接し、顧客の独立性を尊重します。

規則として、競争を制限する契約または合意を供給業者、販売業者、製造業者、または他の顧客と交わすことは不法であり、対象となる顧客が再販売業者である場合は特に不法です。

また万一の状況の場合でも、Dokaグループは支配的な市場地位の不正使用を決して行いません。

供給業者に対する行動

Dokaグループは製品および／またはサービスの質、納期、および価格、ならびに供給業者の顧客サポートに基づき購入決断を行います。顧客あるいは競合相手にもなる供給業者に対しては公正に対応し、これらが不利な状況にさらされることはありません。

またDokaグループは、供給業者がDokaグループから製品またはサービスを購入するという条件に合う供給業者のみと商取引契約を結ぶことはありません。

私たちは公正な競争に取り組み、市場に参加する方々の自由な発展を可能にします。

競合企業に対する行動

私たちは競合企業と契約を結びません。Dokaグループは、それが口頭、書面、または暗示的に関わらず、競争を制限する取り決めには同意しません。これは特に製品の価格、条件、および質、顧客または販売区域の割り当て等に適用されます。Dokaグループは競合企業に特定の顧客または供給業者と取引を結ぶことを禁止(ボイコット、供給拒否)させる契約を締結することはありません。

市場情報は合法的手段を用いて取得します。

Dokaグループは将来的な価格に関して競合企業と情報を交換することはありません。一般的に、競合企業とのやり取りの際、従業員はDokaグループの以下の内部情報に関して話し合ってはなりません:

- 販売価格および条件
- 費用
- 在庫一覧
- 生産計画
- 市場概況
- 他の機密または占有情報。

合同事業および企業間協調に関する契約(協力契約)は、競合企業(将来的な競合企業も含む)との間で締結された場合に競争を害する可能性があります。合同事業、協力、および合併は、契約が締結された国の外にしばしば影響を及ぼします。その結果、それぞれの司法管轄においてこれらの契約の許容性を審査しなければなりません。

これらの理由により、計画されている全ての合同事業、協力契約、および他の合併に関しては可能な限り早い段階で、かつ手続き規則(Geschäftsordnung)に従い法務部・渉外部と相談しなければならず、このような契約は一般的に経営幹部の承認が必要となります。

比較広告は特定条件の下においてのみ許可されるということを考慮し、Dokaグループは通常、そのような広告の使用は控えます。競合する製品またはサービスの比較は常に客観的、公正、完全、そして正確でなければなりません。当該目的に使用されるデータおよび情報は必ず慎重に確認しなければなりません。

私たちは競合企業に関して否定的または軽蔑的な発言をすることはありません。

輸出規制

基本原則

世界の政府の多くは物品の輸出および技術の伝達を制限する規制を設けています。これらの規制の目標は以下の通りです：

- 世界での紛争を抑制し、紛争を未然に防ぐこと。
- テロリストグループや敵対的な政権を軍装備品および技術から隔離することにより各国の安全を保護すること。
- 国および政府は武器や軍装備品の調達先、もしくは特定政権の支援者だというレッテルを貼られたくないため、自らの名誉を保護する。

Dokaグループはこれらの目標にも取り組みます。また、輸出管理規定の違反は重い罰則(物品の差し押さえや没収、売上の喪失、ならびに将来的な輸出許可または簡易通関手続きの拒否を含む)ならびに深刻な名誉損失に繋がります。

私たちが事業を展開する国での輸出物品の制限、禁輸、および各国および人物に課される制裁に関しては、私たちは全ての規定を遵守します。

規制対象となる物品および製品

輸出制限の対象となる製品は一般的に以下の3つのグループに振り分けられます：

- 軍需品：軍事目的に使用されるか、主に軍事目的で開発された物品。
- 二重用途品：主に民事目的に使用されるが、特別な労力を要することなく軍事目的、または他の禁止されている目的に不正使用される可能性がある物品。
- 制裁品：制裁または禁輸措置により特定の国への輸出ができない物品。これらは主に内部抑圧に使用される物品(例：小型武器、防弾チョッキ等、例えば、警察に使用されることのあるもの)もしくは制裁措置を受けた国の特定産業にとって何らかの重要性を持つ物品。

製品がこれらの規定に従った輸出制限の対象となるか否かについては、関連製品の特性および技術仕様に左右されます。

規制対象となる最終用途

製品がその特性に基づき輸出制限の対象ではないとしても、当該製品が特定の禁止されている目的に使用される場合はその輸出が制限または禁止されることがあります。具体的なこれらの目的とは、大量破壊兵器および大量破壊兵器用打ち上げ機に関連する使用、ならびに武器禁輸の対象となっている国での軍事目的での使用です。

私たちはさらに以下の点も考慮します：

リスト記載人物

多くの国々では、特定の自然人または法人（「リスト記載人物」と呼ばれる）とは一切の商取引を行わないといった、制裁および禁輸の範囲において規制を設けています。

転換の危険性

例えば必要な輸出許可が受理されなかったために通常経路での特定製品の獲得ができなかった自然人または法人が、受取人の名義を第三者にしたり、輸出取引に関して間違った情報を提供したりといった詐欺行為を用いる場合があります。このような性質の詐欺行為はいつでも試みられる可能性があるため留意しておく必要があります。

技術およびソフトウェアの輸出および譲渡

物品や製品と同様、技術（すなわち、情報、図面、構成品一覧、製品の製造を可能とする説明書）およびソフトウェアもまた、軍需品、二重用途品、または制裁品となる場合があります。このような場合は当該技術またはソフトウェアの外国への譲渡は制限され、許可が必要となります。

技術またはソフトウェアの譲渡に先立ち、私たちは当該譲渡が許可済であること、および／または必要な許可が発行済みであることを確実にします。

利益相反

Dokaグループは従業員のプライバシーを尊重し、通常の場合は労働環境外の私生活に関する一切の興味を示しません。しかしDokaグループの全従業員は、個人的または家庭の利益がDokaグループの利益と衝突するような状況は回避しなければなりません。個人的な利益が従業員による専門的な判断に影響を与えることは許されません。

従業員あるいは従業員の身近な家族(配偶者、親、子供、または同じ世帯に住んでいる人々)の活動が、Dokaグループのビジネスと対立した時に、ビジネスの世界での利益相反が起こります。その際、ビジネス上での決定や、決定を行った人物の誠実性について、疑問が浮かびます。

利益相反となる可能性のある例は以下の通りです:

- Dokaグループ外での活動で、Dokaグループに対する職務遂行能力を害するか、または害する可能性のあるもの。
- 会社または個人との商取引で、身近な親族が個人経営者もしくは直接的な交渉相手である場合。
- 贈与、接待等の受け入れ。

実際の、または潜在的な利益相反は、従業員およびDokaグループの双方が承諾する方法により回避することができます。既存または潜在的な利益相反は必ず書面により上長に報告し、これに関する事項を人事ファイルに記載しなければなりません。

個人的な利益が専門的な判断および活動に影響を与えることがあってはなりません。

既存および将来的な利益相反については書面で報告しなければなりません。

行動規範の遵守

Dokaグループの全従業員は本「行動規範」を遵守し、疑問のある場合はこれを明確にすることが望まれます。

基本原則

Dokaグループの全従業員は、法律、社内指針および規則に加え、本「行動規範」を遵守する責任を負います。これはDokaグループの持続的な成功に不可欠であり、従って、遵守が難しい状況においても適用されます。

もし疑問あるいはグレーゾーンに該当する状況に直面し、本「行動規範」または社内指針および規則のいずれにおいても詳細な指示が示されていない場合、以下について自問自答してください:

- 意図する行動は合法か？ 依頼されたことが、自分の意見では、間違いだと思われることか？
- 状況は明確かつ理解可能か？
- もし自分の上長、Dokaグループの上級管理者、または同僚がその場にいた場合でも同じ行動を取るか？
- もしメディアが自分の活動について取り上げた場合に不安になるだろうか？

連絡先

これらの質問をしっかりと考慮した上でも、正しい対応についてまだ疑問のある場合、以下のいずれかの人物に連絡してください:

- 直属の上長
- Dokaグループの他の管理者
- Dokaグループのコンプライアンス担当者

コンプライアンス担当者

Dokaグループのコンプライアンス担当者の責任は以下の通りです:

- 本「行動規範」の管理(例:更新)
- 通常の事業過程において生じる、本「行動規範」の解釈に関する疑問への回答。
- グループ全体における本「行動規範」の遵守に関する、Dokaグループの経営幹部への報告。

以下の場合にはコンプライアンス担当者に連絡してください:

- 特定のビジネス状況においてどのように振る舞うべきか分からない。
- 本「行動規範」が地域法および/または社内指針および規則に違反していると考えられる。
- 本「行動規範」を改善するための提案がある。

コンプライアンス担当者の連絡先はDokaグループの内部コミュニケーション用媒体、各地域の社内報、告知板等で確認できます。もしくは人事部から取得することもできます。

不正行為の報告

不正行為、または不正の疑いのある行為を発見した場合は直ちに報告しなければなりません。

報告は極秘に扱われます。

Dokaグループの従業員は本「行動規範」、他の社内指針または規則、または法律の規定の違反、または違反の疑いのある行為を発見する場合があります。このような不正行為はDokaグループの事業運営および／または名誉に対する非常に深刻な結果をもたらす可能性があり、許されるものではありません。

Dokaグループの従業員が不正行為、または不正の疑いのある行為を発見した場合は直ちに報告することが望まれます。見て見ぬふりをしたり、他の方向を向いたりすることは、非倫理的行為への加担となります。

通常、従業員が特定の状況において何をすべきが分からない場合の最良の連絡先は直属の上長です。また、Dokaグループの他の管理者、人事部の一員、工場協議会、またはコンプライアンス担当者に連絡することもできます。

これらの社内連絡先に加え、Dokaグループは「Dokaグループ倫理ライン」を共同で立ち上げるため、独立した外部サービス提供者と契約を結びます。このホットラインは明らかな不正行為、または不正の疑いのある行為に関する報告を記録する目的で用いられます。

Dokaグループ倫理ラインを通じて受け取られた全ての報告は極秘に扱われ、定義された手順の範囲内で慎重に調査されます。

調査過程の簡易化のため、従業員には報告を行う際は身分を明かすことが望まれます。しかし、匿名で報告を行うこともできます。倫理ラインに関する詳細情報はDokaグループの内部コミュニケーション用媒体、各地域の社内報、告知板等で確認できます。もしくは人事部から取得することもできます。

Dokaグループは率直で信用のあるコミュニケーションを促すため、法律、本「行動規範」、または社内指針および規則に対する明らかな違反、または違反の疑いのある行為を報告した従業員がマイナスの結果を被ることは一切ないことをここに宣言します。

これは、このような不正行為の調査のために重要な情報を提供した他の人物にも適用されません。受け取る全ての報告は極秘に扱われ、定義された手順の範囲内で慎重に調査されることを確約します。

しかし、Dokaグループは故意に虚偽の告発をした従業員に対して懲戒処分を与える権利を明確に有します。

